令和８年度

事　務　事　業　概　要

（令和７年度実績）

三重県松阪食肉衛生検査所

三重県松阪市大津町８８３－２
電話　０５９８－５１－３０３７
FAX　０５９８－５１－３０４７
E-mail：mshoku@pref.mie.lg.jp

目　次

1　　概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　　組織と職員の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　　各課の事務分掌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

4　　予算・決算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

5　　と畜検査頭数及び食鳥検査羽数　・・・・・・・・・・・　4

6　　食肉・食鳥肉の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・　5

7　　と畜検査及び食鳥検査結果　・・・・・・・・・・・・・　8

8　　試験室検査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

9　　教育訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

１０　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

１１　調査研究　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

１．概要

食肉衛生検査所は、食肉の安全を確保するため、と畜場に搬入された牛・豚、食鳥処理場に搬入された鶏の疾病の排除はもとより、微生物による汚染防止対策や動物用医薬品等の残留検査を行うなど公衆衛生上重要な役割を果たしています。

沿革	昭和４０年４月業務開始 平成３年４月移転整備・竣工
設置・運営	三重県（所管：医療保健部食品安全課）
所管法・事業	と畜場法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）に基づく検査及び監視指導
所轄と畜場等	と畜場＊１施設（三重県松阪食肉流通センター） 食鳥処理場＊１施設（松阪市） 認定小規模食鳥処理場（四日市市を除く県内１８施設） （令和８．４．１現在）

＊と畜場：食用に供する目的で、獣畜（牛、馬、豚、めん羊および山羊）をとさつし又は解体する施設

＊食鳥処理場：食鳥（鶏、あひる、七面鳥）処理を行うために設けられた施設

２．組織と職員の状況

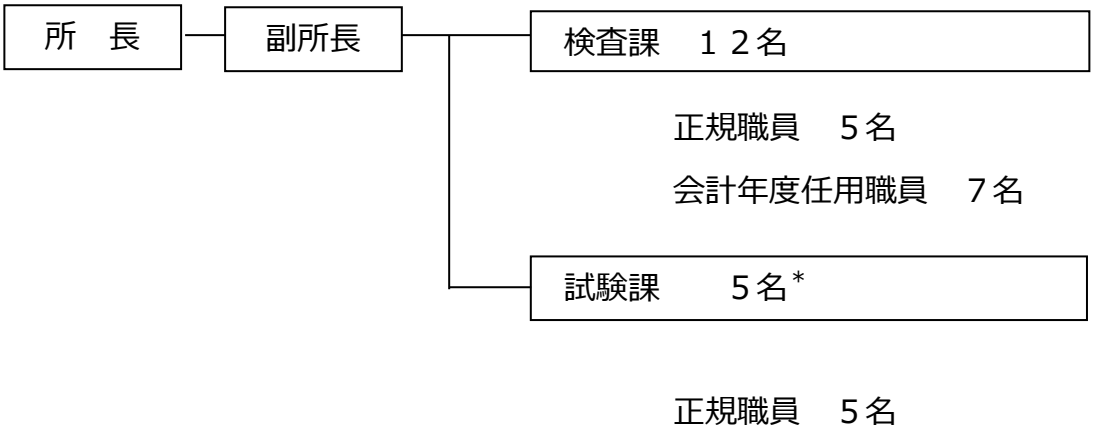

区分	正規職員		会計年度任用職員				計
	獣医師	事務職員	食鳥検査員	と畜検査支援員	食鳥検査員兼と畜検査支援員	業務員	
所長	1						1
副所長	1						1
検査課	4	1	3	2	1	1	１２
試験課	5						5
計	１１	1	3	2	1	1	１９

（令和８．４．１現在）

＊令和７年度は試験課の正規職員が１名欠員

３．各課の事務分掌

（１）検査課

１ 公印の管守に関すること。

２ 公文の処理及び保守に関すること。

３ 職員の身分及び服務に関すること。

４ 予算及び経理に関すること。

５ 財産の管理に関すること。

６ 物品の出納及び保管に関すること。

７ 広報及び公聴に関すること。

８ 食鳥に係る統計に関すること。

９ 食鳥検査に関すること。

１０ 食鳥処理業者及び食鳥処理場の指導監督に関すること。

１１ 食品衛生に関すること。（食鳥処理場内における食鳥肉に係るもの、と畜場内における食肉に係るものに限る。）

１２ と畜に係る統計に関すること。

１３ と畜検査に関すること。

１４ と畜業者及びと畜場の指導監督に関すること。

１５ その他 。(検査課、試験課に属さないこと。）

（２）試験課

１ 病理学的検査及び調査研究に関すること。

２ 理化学的検査及び調査研究に関すること。

３ 微生物学的検査及び調査研究に関すること。

４ 食肉の寄生虫及び原虫の検査に関すること。

５ 残留抗生物質等検査に関すること。

４．予算・決算

（１）令和７年度予算決算額

歳入（特定歳入収入額）　　２９，９６９，８９６円

歳出（支出済額）　　２８，９１９，４３３円

（２）令和７年度歳入内訳

	検査頭数	単　価	金　額
牛	6,149　頭	800　円	4,919,200　円
豚	69,278　頭	300　円	20,783,400　円
とく＊	1　頭	300　円	300　円
食鳥	1,066,749　羽	4　円	4,266,996　円
計			29,969,896　円

＊とく：１２ヶ月齢未満の牛

５．と畜検査頭数及び食鳥検査羽数

○年度別・畜種別

年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
牛	6,954	6,727	6,601	6,394	6,399	6,116	6,243	6,290	6,451	6,149
豚	65,485	68,665	74,853	85,378	78,256	63,647	72,731	75,320	65,453	69,278
とく	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1
食鳥	1,156,129	1,150,371	1,137,179	1,239,734	1,159,487	1,103,075	1,103,475	1,127,631	1,063,214	1,066,749

○令和７年度月別・畜種別

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
牛	425	407	453	549	403	455	475	821	967	387	374	433
豚	5,511	4,235	4,758	5,576	5,207	5,459	6,831	5,840	6,299	6,333	6,537	6,692
とく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
食鳥	82,902	90,639	82,041	85,216	86,270	83,528	91,722	91,253	105,836	87,127	86,492	93,723

６．食肉・食鳥肉の安全確保

（１）と畜検査・食鳥検査

獣医師職員である検査員が、と畜場法、食品衛生法、食鳥検査法に基づき、と畜検査や食鳥検査を行い、食肉・食鳥肉の安全確保に取り組んでいます。

と畜場で処理される牛･豚が病気にかかっていないかどうかを一頭ごと検査し、 病気が疑われる獣畜については、さらに試験室内で精密な検査を実施して、その食肉が安全かどうかを検査し判断しています。

また、年間３０万羽以上を処理する食鳥処理場では、食鳥検査員を派遣し、一羽毎に検査を実施しています。



牛生体検査



牛頭部検査



牛内臓検査





牛枝肉検査

（２）試験室検査

と畜場や食鳥処理場で処理された食肉・食鳥肉の残留抗生物質等検査や微生物検査を実施しています。





残留抗生物質検査







微生物検査

（３）ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理の推進

と畜場法及び食鳥検査法の改正により令和３年６月から、と畜場・食鳥処理場に対しＨＡＣＣＰに基づく衛生管理が義務化されたことから、事業者に対しＨＡＣＣＰに基づく自主的な衛生管理の状況を確認しています。

また、ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理に対しての助言、微生物検査等の結果に基づく衛生管理対策の検討や法改正等の情報を提供するため、各事業者と定期的に会議を開催しています。

なお、令和７年度は、と畜場１２回、食鳥処理場１２回の会議を行いました。

（４）ＢＳＥ（牛海綿状脳症）対策

平成１３年１０月よりＢＳＥの全頭検査が義務化されましたが、ＢＳＥのリスクが大きく低下したことにより、平成２９年４月、健康牛に係るＢＳＥ検査が廃止されました。

ＢＳＥの原因であるプリオンは、特定部位（全月齢の牛の扁桃及び回腸遠位部（小腸の一部）、３０ヶ月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）及び脊髄）に蓄積しやすいことから、これらの部位はと畜処理の工程で分別を行い、適切に処分されています。

なお、牛の月齢は、10 桁の個体識別耳標番号を基に個体識別情報検索システム*により確認しています。

＊流通する牛肉には個体識別番号等を表示するシステムが法律により平成 16 年 12 月１日から施行されています。

URL：http://www.id.nlbc.go.jp/top.html（牛の個体識別情報検索システム）

（５）枝肉・内臓

牛・豚は、と畜検査合格後、半割りに処理され、「枝肉」としてと畜場から出荷され、脱骨・整形などの処理後、食肉販売店、スーパー等で販売されます。内臓も業者によって処理され、焼肉店等へ流通しています。心臓・肝臓は「赤もの」、胃腸は「白もの」と呼ばれ、また臓器別に名称が付されています。

（６）皮・不可食部等

皮は皮革原料（原皮）として処理され利用されています。検査合格でも通常食用としない牛の内臓の一部や四肢の骨などは、肉骨粉等にレンダリング（化製処理）されています。牛の内臓中の未消化物は脱水処理後に肥料に加工され、血液、洗浄水などは、浄化槽で処理されています。

７．と畜検査及び食鳥検査結果（令和７年度）

（１）と畜検査

○　と畜検査頭数・処分別実頭数

	牛			とく			豚		
検査頭数	6,149			1			69,278		
廃棄区分	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分別実頭数	0	17	2,794	0	0	1	0	65	29,196

○　疾病別頭数

	牛			とく			豚		
廃棄区分	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
豚丹毒							0	10	0
結核病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放線菌病		0	0		0	0		0	0
細菌その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジストマ病		0	6		0	0		0	0
寄生虫その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
膿毒症	0	0		0	0		0	13	
敗血症	0	2		0	0		0	40	
尿毒症	0	1		0	0		0	1	
黄疸	0	3	10	0	0	0	0	0	0
水腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腫瘍	0	11	0	0	0	0	0	0	0
中毒諸症	0	0		0	0		0	0	
炎症、炎症産物汚染		0	2,595		0	1		0	27,849
変性又は萎縮		0	616		0	1		0	751
その他	0	0	181	0	0	1	0	1	1,816
計	0	17	3,408	0	0	3	0	65	30,416

（２）食鳥検査

○　食鳥検査羽数・処分別実羽数

	鶏		
検査羽数	1,066,749		
廃棄区分	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分別実頭数	0	11,325	56,909

○　疾病別羽数

処分区分		禁止	全部廃棄	一部廃棄
ウイルス・クラミジア症	鶏痘	0	0	0
	封入体肝炎	0	0	
	マレック病	0	0	
	その他	0	0	0
細菌病	大腸菌症	0	217	
	伝染性コリーザ	0	0	0
	サルモネラ症	0	0	
	ブドウ球菌症	0	0	
	その他	0	0	
その他の疾病	膿毒症	0	0	
	真菌症	0	0	
	寄生虫症	0	0	0
	変性	0	0	0
	水腫	0	0	0
	腹水症	0	1,166	
	出血	0	0	0
	炎症	0	0	45,987
	萎縮	0	0	0
	腫瘍	0	0	0
	臓器の異常な形等	0	0	0
	黄疸	0	0	
	外傷	0	0	0
	中毒諸症	0	0	
	削痩及び発育不良	0	9,893	
	放血不良	0	5	
	湯漬過度	0	44	
	その他	0	0	10,922
計		0	11,325	56,909

8．試験室検査結果（令和７年度）

（１）病畜・保留畜等の精密検査実施状況（畜種別）

畜種		病畜		切迫		一般畜保留		検査項目					検査結果に基づく処理		
		時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	細菌	病理	理化学	抗菌剤	計	全部廃棄	部分廃棄	計
牛	和牛	106	0	0	0	9	0	4	11	109	101	225	17	97	114
	交雑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ホ・他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	106	0	0	0	9	0	4	11	109	101	225	17	97	114
とく		1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1
豚		27	0	0	0	85	0	73	12	26	97	208	65	47	112
合計		134	0	0	0	94	0	77	23	136	199	435	82	145	227

（２）病畜・保留畜等の残留抗生物質検査状況（（１）の再掲）

畜種	検査頭数	陽性頭数	検出部位内訳	
			腎臓	筋肉
牛	101	0	0	0
とく	1	0	0	0
豚	97	0	0	0
計	199	0	0	0

（３）残留抗生物質等検査（収去検査）

	残留抗生物質		残留合成抗菌剤		残留テトラサイクリン系		残留内部寄生虫用剤	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数
牛肉	32	0	0	0	0	0	0	0
牛腎	32	0	0	0	0	0	0	0
豚肉	32	0	5	0	5	0	5	0
豚腎	32	0	0	0	0	0	0	0
豚脂	0	0	0	0	0	0	5	0
鶏肉	8	0	0	0	0	0	0	0
計	136	0	5	0	5	0	10	0

検査項目（※②、③、④については保健環境研究所にて検査を実施）

①残留抗生物質

②残留合成抗菌剤：スルファメラジン、スルファジミジン、スルファジメトキシン他

③残留テトラサイクリン系：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン

④残留内部寄生虫用剤：イベルメクチン、フルベンダゾール

（４）ふき取り及び収去検査

検査項目	畜種等	検体数	陽性数
一般生菌	牛	50	
	豚	50	
	鶏	83	
	と畜場、車両	46	
	食鳥施設	40	
腸内細菌科菌群等	牛	50	
	豚	50	
	鶏	83	
	と畜場、車両	46	
	食鳥施設	40	
腸管出血性大腸菌	牛	60	0
	と畜場	20	0
サルモネラ属菌	牛	0	0
	豚	25	0
	鶏	44	34
	と畜場、車両	0	0
	食鳥施設	39	20
カンピロバクター	鶏	44	10
	食鳥施設	39	7

９．教育訓練

（１）所内研修会（勉強会）

現場検査や試験室検査において、日々遭遇する各種事例に的確に対応するため、検査員としての基礎知識の習得、技術向上及び情報共有を図る事を目的として種々のテーマを取り上げて勉強会（技術検討会）を６回開催しました。

（２）と畜検査員研修会

と畜検査員には、と畜検査技術以外に食品衛生や家畜伝染病対策等の高度な知識が幅広く求められており、と畜検査員としての資質向上のため、有識者を招く等により研修会を開催しています。

（３）全国食肉衛生検査所協議会

全国の食肉衛生検査所が緊密な連携のもとに食肉衛生の向上及び食肉の安全確保に資することを目的とした協議会に所属し例年研究発表を行っています。

10. その他

（１）獣医師の確保対策について

新規採用獣医師の確保が困難であることに加え、職員の出産、育児等により深刻な行政獣医師不足となっていることから、平成１９年度より、全国の獣医学生を対象に行政獣医師の業務について理解を得ることを目的とし、農林水産部と連携してインターンシップ事業を行う等により行政獣医師の確保に努めています。

令和７年度は１名の学生を受け入れました。



と畜検査実習



試験室検査実習



講義

（２）見学者の受け入れ

平成１４年から、食肉検査を通じて食肉の安全について学ぶ機会を提供する場として、見学者の受け入れを行っています。

令和７年度は９団体のべ１０４名の見学者を受け入れました。







見学者への説明

１１．調査研究

【三重県食品衛生監視員研修会】

三重県松阪食肉衛生検査所　○楯川浩次　中野有紀　高橋千佳　柴田直樹

【令和７年度全国食肉衛生検査所協議会　東海・北陸ブロック研修会】

三重県松阪食肉衛生検査所　○高橋千佳　中野有紀　柴田直樹

災害時における少人数でのと畜検査の体制

はじめに

近年、ゲリラ豪雨等の自然災害による被害が全国で相次いでいる。昨年は、当検査所が位置する松阪市内でも、大雨による電車の運休や幹線道路の冠水による通行止め等、一時的に交通網が麻痺する事態となった。幸いにも出退勤には影響しなかったため、通常通りと畜検査等の業務を遂行できたが、と畜検査員が通常通り出勤できない状況を想定したと畜検査体制の構築が課題と考えられた。今回、災害時等の非常時における少人数でのと畜検査の体制について検討したため、その概要を報告する。

方法

１　少人数でのと畜検査体制の検討

（１）前提条件

・電話やメール等により管理職と連絡が取れ、必要な指示が受けられる。

・と畜検査は、原則として通常と同じ方法とする。

・当所管内と畜場（以下「と畜場」という。）は通常通り対応（電気、水道等のインフラは問題なく、と畜解体作業員は全員出勤できている）できる。

・と畜検査の対象は、平時、と畜開始時間までに搬入されている平均頭数である豚２００頭・牛２０頭とする。

（２）と畜検査体制の検討

通常必要なと畜検査員数は、豚で６名、牛で１０名である。

最初に、豚、牛のと畜検査に必要となる最少人員を算出し、以降、１名ずつ検査員を増やし、通常と同じ人員となるまでの検査員の配置について検討した。

最少人員数の算出にあたっては、現在勤務していると畜検査員の通勤距離を基とした。

なお、と畜検査にかかる時間についても検討した。

２　と畜事業者との情報共有及び意見交換

１で検討した内容について、と畜場の管理者（以下、「と畜事業者」という。）と情報共有し、意見交換を行った。

３　少人数でのと畜検査体制の再検討

２で出た意見を基に再度少人数でのと畜検査体制について見直した。

４　少人数でのと畜検査の試行

３で再検討した内容について試行し、留意点を洗い出した。

結果

１　人員

今回少人数によるとと畜検査体制を検討するにあたり、まずとと畜検査員の最少人数を議論した。現在当所に勤務するとと畜検査員の通勤距離を表１に示す。とと畜検査員が１名でもいれば検査は可能との意見もあったが、とと畜開始時間までに搬入されている豚が約２００頭、牛が約２０頭いること、ととと畜検査員の負担を考慮し、２名を最低の人数とした。実際には２名または３名しかととと畜検査員を確保できない状況もあり得ると考えられた。

表１　ととと畜検査員の通勤距離

5km未満	２名
5km以上10km未満	１名
10km以上20km未満	０名
20km以上30km未満	４名
30km以上50km未満	０名
50km以上	３名

２　人員配置

生体検査については、基本兼務とし、豚、牛とも追加搬入に都度対応せず、解体ライン内のとと畜検査が一段落するまで生体検査を行わないこととした。

また、通常と同等の検査が可能な効率的な人員配置を検討した結果、豚についてはとと畜検査員２名から５名まで、牛についてはとと畜検査員２名から６名までにおける人員配置と留意事項を取りまとめた。

３　所要時間

ととと畜検査員の人数別に、それぞれ豚２００頭又は牛２０頭のととと畜検査について、放血からととと体消毒までの所要時間（推定）を表２のとおり算出した。ととと畜検査員２名の場合、豚、牛とも通常の倍以上の時間がかかることが推測された。

表２　推定所要時間（放血からととと体消毒まで）

豚　２００頭

ととと畜検査員数	所要時間	備考
通常（６名）	９５分	生体検査担当を含む
２名※	２２０分	15頭１ロット
３名※	１５０分	通常通り～遅め
４名※	９５分	ほぼ通常通り
５名	９５分	通常通り

※　ととと畜解体終了後冷蔵庫で検印実施

牛　２０頭

ととと畜検査員数	所要時間	備考
通常（１０名）	９５分	生体検査担当２名を含む
２名※1、※2	２００分	８頭１ロット
３名※1、※2	１４０分	通常通り～遅め
４名※1、※2	９５分	ほぼ通常通り
５名※1	９５分	通常通り
６名※1	９５分	通常通り

※１　ととと畜解体終了後冷蔵庫で検印実施

※２　ととと畜解体終了後SRMの除去等を確認

４　ととと畜事業者との情報共有

これらの点をととと畜事業者と情報共有し、意見交換を行った。ととと畜事業者側でも、当所の考え方を基に

非常時の少人数のと畜解体作業員によると畜解体工程が検討された。と畜事業者と意見交換を行う中で、作業速度は処理能力の低い側に合わせること、と畜検査員も含め処理が間に合わなければ都度ラインを止めて作業することを申し合わせた。

５　再検討

４の結果、と畜解体作業員が不足した場合の動きも提示されたため、微修正を行った。

６　試行

実地検証として、通常のと畜に影響のない範囲でと畜検査員２名の場合の豚のと畜における解体前検査、頭部検査、内臓検査、枝肉検査の動き方を確認した。

考察

今回検討したと畜検査体制（豚）に沿って、と畜検査員歴５年以上の検査員２名により試行したが、検査員１人が担当すると畜検査工程が増えるため、通常通りの処理速度では検査が追い付かない場面が出てくることが予想された。通常は、と畜検査員がラインを停止させることは精密検査の対象畜を発見した時以外はほとんどないが、豚、牛ともに検査員２～３名体制の場合、ラインの停止が増え、検査の所要時間が推定より長くなることが予想された。また、通常は人数が多ければ解体作業と並行して行う業務もと畜解体作業の前後に行うことになり、と畜検査にかかる時間は大幅に延長することになる。非常時の対応はあくまでも非常時用であり、平時に応用するものではないと改めて認識した。

災害時等の非常時における少人数でのと畜検査体制の検討については、と畜事業者（と畜解体担当課）に好意的に受け入れられ、具体的な情報交換を行うことができた。また、実際には、と畜事業者内でもと畜解体担当以外（と畜の受付や出庫等）や、内臓取扱業者等の外部組織との調整が必要ではあるものの、これまで具体的な対策案を考えられていなかったことから、今回の取組は非常時に有効に働くものと思われる。

今回の検討により、少人数のと畜検査員による検査を具体的にイメージできたものの、と畜検査員個人の力量によっては、計画どおり実行できないことも推測された。日頃の業務を通じて、と畜検査員の技量向上を図ることも重要と考えた。

なお、外部検証に関しては、今回の検討から外したが、非常時こそ検証をすべきという意見もあり、今後、非常時における外部検証の実施についても検討していきたい。

まとめ

災害等が発生し通常よりも少ない人数でのと畜検査を行う場合の動き方や所要時間について検討し、と畜事業者にも情報共有したところ、好意的に受け止められるとともに、実際にと畜検査を行う際の留意点をより具体的に検討することができた。実際に少人数でのと畜検査を試行したところ、通常よりも余裕のない検査となり、と畜検査の所要時間が推定よりも長くなることが予想された。今回の検討はあくまでも災害時等の非常時用であり、平時に応用するものではない。しかし、事前に具体的な対策案を持っておくことが非常時の判断を助けることにつながり、その意味で今回の検討は有用であったと考える。